

一般社団法人全国食支援活動協力会 子ども食堂拠点整備 応援プロジェクト

1. 助成の趣旨

本プロジェクトは「三菱電機 SOCIO-ROOTS 基金」による設立 25 周年記念事業の助成を受け実施する単年事業です。子ども食堂を運営する団体に対し、安定的な運営に要する経費の一部助成を目的としています。今日、全国的に広がりを見せる子ども食堂において、子ども達が安心して健やかに成長できる「食の居場所」づくりに熱意をもって活動を行う団体の継続的な発展を願い、皆さまの応募をお待ちしております。

【助成総額】440 万円（助成限度額 20 万円／件）

【公募期間】2018 年 5 月 15 日（火）～ 6 月 29 日（金）（〆切：6 月 29 日(金)必着）

2. 募集の内容

2-1. 応募団体の資格要件

以下の要件をすべて満たしている団体を対象とします。

- (1) 定款・会則等を備えていること
- (2) 当事業において、会計・経理の実施・報告ができる団体であること
- (3) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと
- (4) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制下にあるものではないこと
- (5) 応募にあたり、活動地域の社会福祉協議会または全国食支援活動協力会（MOW）から推薦が得られる団体であること

2-2. 助成の対象となる事業

以下の要件をすべて満たしている「子ども食堂」の運営資金を対象とします。

- (1) 自主学習の支援、子ども同士の遊び、子育て支援、食育体験など、子どもの健やかな成長のため、食事提供のある居場所づくり活動に取り組んでいること
- (2) 孤食や生活困窮など様々な家庭環境の子どもを含む地域の子どもたちが気軽に参加できること
- (3) 子どもの様子を見守り、必要に応じて専門の支援機関につなげる取組があること
- (4) 平成 30 年 4 月 1 日時点で開設していること
- (5) 原則、定期開催できる活動拠点を持ち、月 2 回以上開催していること
- (6) 宗教、政治、営利活動を主目的としないこと

2-3. 助成の対象となる事業期間

助成交付決定日から平成 31 年 2 月 28 日迄に要する経費を対象とします。

2-4. 助成対象経費について

子ども食堂の運営に要する経費のうち、別表に定めるものを対象とします。

【助成対象経費とならないもの】

子ども食堂の通常運営にかかる食材費、会場代、人件費・謝礼金は対象外です。

2-5. 助成金額

1 件あたり、20 万円を限度とします。助成金額は計画等提出資料を審査、精査のうえ、決定します。

3. 応募方法および提出書類

当法人所定の助成申請様式に必要事項を記入のうえ、以下の関係書類を添付し、事務局宛てに提出してください。申請書は、当法人ホームページよりダウンロードしてください。

▶提出書類（以下、各 1 部ずつご提出ください。）

所定の申請書様式①～④に加えて、下記書類をご提出ください。

- (1) 定款・会則等
- (2) 役員名簿、法人は全部事項証明書（直近のもの写しで可）
- (3) 前年度の収支決算書
- (4) 本年度の収支予算書
- (5) 貸借対照表（法人以外は財産目録で可）
- (6) 事業案内書（パンフレット等）
- (7) 備品購入費、工事請負費申請の場合は、見積書を添付してください。

【送付先】

〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21

一般社団法人全国食支援活動協力会

TEL (03)5426-2547

※申請書類の送付は郵送または宅配便でお願いします。当法人への直接持参や電子メール及び FAX による申込は受付致しません。

※応募に際して提出いただいた書類は返却できません。

※提出にかかる費用については、自己負担となります。

4. 応募期間

2018 年 5 月 15 日（火）～6 月 29 日（金）（当日必着）

5. 選考方法及び結果の通知と公表

選考のもと、2018 年 8 月上旬に採否を決定します。選考にあたっては、必要に応じヒアリングをさせていただく場合があります。助成決定先の発表は、当法人のホームページに掲載を予定しております。助成先名（連絡先）、助成内容、助成金額を公表しますので、この点をご了解の上、お申込みください。なお、審査の経過や採否の理由に関するお問い合わせには一切応じることはできませんのでご了承ください。

6. 助成金交付

2018 年 8 月下旬以降、所定の手続きを経て、助成金を交付します。

7. その他注意事項

- ・助成団体は、助成金の交付決定を受けた後、子ども食堂の運営を中止する等、やむを得ない事情により助成金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を遅滞なく当法人に提出して下さい。
- ・当法人は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができるものとします。
- ・申請内容に関し、当会よりご連絡を入れさせて頂くこともございます。また、希望される団体・個人の方にはメール会員として今後も情報提供を行います。
- ・助成決定団体は、当会及び三菱電機様よりご連絡を入れさせて頂くことがございます。予め、ご了承ください。

【別表】 助成対象経費

品目	内訳
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ● 消耗品費 総額 2 万円迄とします。 例：洗剤・ラップ等の台所用品、調理器具・コピー用紙等の購入費用 ● 食育活動、栄養バランスのとれた献立への改善のための食材費 子ども食堂での調理に使用する食材費。但し、食育活動や提供している食事内容の栄養改善を目的としているものに限ります。食材費で申請の場合は必ずその理由や背景がわかるように明記すること。 ● 修繕料 備品、物品等の一部を修理、補修するための費用 ● 広報宣伝費 子ども食堂の活動を宣伝するためのチラシ等を印刷する費用
備品購入費	<p>2 万円以上、かつ、子ども食堂で使用するものに限りです。</p> <p>例：冷蔵庫、炊飯器、机椅子セット、食器セット等の購入費用</p> <p>※業者からの見積書を添付してください。カタログ、ネットからのコピー可。</p> <p>※1 品 1 万円未満でも、セット等でまとめて 2 万以上になるものも含まれます。</p>
負担金	<p>食品衛生責任者養成講習会の受講費用</p> <p>ボランティア保険代</p>
工事請負費	<p>建物や設備の軽微な改修費用で、事業実施に必要な範囲に限ります。</p> <p>例：シンクの取り換え・設置など ※業者からの見積書を添付してください。</p>

※子ども食堂の通常運営にかかる食材費、人件費・謝礼金は対象外です。

※備品購入資金助成は、申請備品の設置が可能であることを確認の上申し込んでください。

(公的拠点では備品が設置できないことがあります。こうした場合は助成金を返納していただきます。)